

豊 教 職 第 1815 号
令和 5 年（2023 年）1 月 27 日

全教豊中教職員組合
執行委員長 三輪 浩一 様

豊中市教育長 岩元 義継

令和 4 年度（2022 年度）統一交渉に係る要求について（回答）

このことについて、令和 4 年（2022 年）10 月 20 日付で申入れがあった 2023 年度教育要求書・提議書について、下記のとおり回答します。

なお、貴組合の勤務条件にかかる要求内容には、一部、「管理運営事項に該当する場合に限らず、当局として交渉義務のない事項」が含まれている部分（波線箇所参照）があります。従いまして、交渉事項とは考えておりません。

記

I. 重点要求

1. ●1966 年にユネスコにおける特別政府間会議で採択された「教員の地位に関する勧告」、CEART 勧告を尊重して教育行政をすすめること。
2. ●貴教育委員会がすすめる教育行政は憲法と教育の条理にもとづいてすすめること。
3. ●政治の教育への不当な介入を許さず、教育の自由、教職員の政治的自由を尊重すること。
4. ●労使慣行を尊重し、事前協議は誠意をもってつくすこと。
5. ●組合から交渉の申し入れがあれば「誠実団交義務」を守って、交渉をおこなうこと。勤務・労働条件に影響する変更は、全教豊中教職員組合と必ず事前協議を行うこと。
6. ●組合事務所の移転先について、豊中市教育委員会として責任をもって対応すること。また、移転先の候補地をできるだけ早急に示すこと。

【回答】組合事務所の移転先については、庁内において調整をしているところである。

7. 【少人数学級・教職員定数増】教職員の長時間労働が社会的に問題になっている。豊中市においても多くの教職員が勤務時間内に仕事が終わらない状況である。ゆきとどいた教育を保障するために、教職員がゆとりをもって教育活動できる環境整備をすすめる必要がある。

- ① 国・府に対してさらなる少人数学級や教職員定数増を求めること。

② ●35 人学級を実施し、教職員の負担を軽減し、子どもたちへのていねいなかかわりができるようにすること。

【回答】令和 4 年度（2022 年度）から高学年教科担任制を優先することとし、35 人学級については令和 6 年度（2024 年度）に 5 年生まで、令和 7 年度（2025 年度）に 6 年生まで 35 人学級が実施されるものと認識している。

③ ●「持ち授業時間数」を減らして、勤務時間内に教材研究ができるように、専科教員の配置をすすめること。

【回答】令和 4 年度（2022 年度）から高学年教科担任制として市独自に専科教員の配置を進めているところである。

④ ●教職員の未配置状況改善のため、市教委として抜本的に具体的な策を講じること。産・育休、病気休暇、介護休暇などの場合の講師配置をすみやかにおこなうこと

【回答】代替講師の任用については、引き続き努力していきたい。欠員状況にならないよう努めたい。

⑤ ●次年度に雇用が確定していない臨時教職員による「欠員補充」は校務分掌を継続する上で困難を生じる場合がある。「欠員補充」を臨時教職員でおこなうことは原則あらため、正規教員で配置すること。

⑥ 感染対策など多岐にわたる対応が求められ負担がより増している養護教諭の複数配置をすすめること。

8. 【人員増】不登校の子どもが増えている。また、格差と貧困が広がり、学校をめぐってさまざまな困難や課題がうまれている。これらを防ぎ児童・生徒にゆきとどいた指導ができるための人員増を行うこと。

① スクールカウンセラー（SC）の中学校区複数配置など配置拡大を大阪府にはたらきかけること。

② スクールソーシャルワーカー（SSW）の配置を拡大すること。

③ ●生活指導・児童生徒加配等、専任対応できる教職員の配置が校内できるよう、人的な配置をおこなうこと。

④ ●朝の登校時間帯の児童の学校受け入れ、また、学習補助や心のケアをていねいにおこなうためのスタッフを配置し、負担軽減をおこなうこと。

【回答】登校時間帯の負担軽減について、要求の主旨を明らかにされたい。学習補助については、英語教科において AET の配置を行っているところである。心のケア等については、SSW を配置しているところである。

9. 【「評価・育成システム」】国際機関 I L O・ユネスコ共同専門家委員会 (CEART) は大阪府がすすめる教員評価制度が「教員の地位に関する勧告」(1966 年) から逸脱していると批判し、その「根本的な再検討」を求めている。(2008 年)

教育は教職員が協力し合い、子どもの人間的な成長を保障する営みである。しかし、「評価・育成システム」はそれぞれが目標達成、成果を出すためのとりくみが強いられている。自己申告票の書き直しによる負担も増えている。また、納得のいかない評価基準による評価結果など、教職員からの不満の声が毎年うまれている。

① 「評価・育成システム」をおこなわないこと。

② ●実施にともなって、教職員の勤務に影響がある事項については、事前にていねいな説明をおこなうこと。

③ ●教職員の意欲の低下を招き、配布・回収など教職員の業務負担増につながる「授業評価アンケート」の実施をおこなわないこと。

④ 「苦情審査会」は独立した「第三者機関」とするなど、客観・公正なものにすること。

【回答】府の制度に沿って苦情審査会を設置し、客観・公正に審査しているところである。

10. 【労働安全衛生法】労働安全衛生法に基づく学校環境、勤務労働条件を整えること。

① 文科省「働き方改革(通知)」に基づき、安全衛生委員会をすべての学校に設置すること。また、産業医を中学校区に配置すること。

【回答】学校施設事業場安全衛生委員会の取組を充実させていきたい。なお、中学校区ごとの産業医の配置は困難である。

② ●「80 時間超」の教職員については、市教委へ出向いての面接ではなく、産業医が学校を訪問して面接をおこなうこと。

【回答】産業医が学校を訪問して面接を行うことは困難である。

③ 快適な作業環境にするため、特別教室の準備室、用務員室にエアコンを設置すること。

【回答】エアコンについて、学校からの要望を基本とし、他の事業等との優先順位を考慮しながら設置できるよう努力したい。

④ ●メンタルヘルス対策を強めるとともに、職場に復帰した後、仕事を軽減するための補助人員配置をおこなうこと。

【回答】メンタルヘルス対策としては、産業医や臨床心理士による相談を実施しているところである。

⑤ ●ストレスチェックを個人のメンタルヘルス不調のリスクを低減させるとともに、検査結果を集団的に分析し、職場環境の改善に活用すること。

【回答】ストレスチェックについては、高ストレス者に産業医による面接指導を勧めるとともに、集団分析結果を職場環境の改善に活用できるよう努めたい。

⑥ ハラスメントのない快適な職場環境づくりをすすめること。

【回答】各種ハラスメントに関する指針を策定し、ハラスメントのない教職員が安心して働くことのできる職場環境づくりに向けた取組を進めているところである。

1 1. 【勤務負担軽減・労働条件の改善】教職員の勤務負担軽減・労働条件の改善を抜本的におこなうこと。

① 文科省「働き方改革（平成 31. 3. 18 通知）」が指摘する「適正な勤務時間の設定」を検討すること。

【回答】学校運営上必要があれば、勤務時間の割り振り変更で対応したい。

② ●短時間勤務（育児短時間勤務、部分休業）者の「持ち授業時間数」の目安を市教委として示すこと。また、市費講師として、持ち授業時間数の不足を補充し、短時間勤務者の負担を軽減すること。

【回答】育児短時間勤務については、府費で補充されている。部分休業については、制度上困難である。

③ ●教職員の勤務・労働条件を理解していない管理職がいる。そのため、認められている権利を行使することができない職員がいる。勤務労働条件にかかわる管理職への研修をさらに充実すること。

④ 「出退勤システム」を活用し、長時間労働の実態を把握し、分析した学校規模・クラス人数等との関係を公表し、教職員の負担軽減の施策をすすめること。

【回答】出退勤システムを活用し長時間労働の分析に努めたい。

⑤ ●「新出退勤システム」「校内支援システム」「コドモン」導入等にともない、データ入力作業やデータ確認作業など新たな負担が生じている。生じた問題・課題について、誠実に対応すること。

⑥ 大型台風接近時など、通勤・退勤途上における危険を回避する上で、使用者による安全配慮の観点から、必要な対応策を示すこと。

【回答】通勤・退勤途上における危険回避については、必要に応じて危機回避の特別休暇を取得されたい。

⑦ 教職員が分担しておこなっている施設・設備の安全点検を専門性のある人が行うこと。

⑧ 夏休み期間中のプール水質管理を委託しておこなうこと。

1 2. ●【定年延長問題】今年度末 59 歳の人から定年延長が始まり、今年度末 55 歳以下の人から完全 65 歳定年となる。教職員が定年まで健康で働き続けられる労働条件・教育条件を整えることが教育委員会に求められている。

① 当分の間、60 歳に達する年の前年度に、60 歳以降の勤務の意思を確認するとしている「定年引上げにかかるアンケート」は個人情報に関することもあり、秘密が守られる形で集約すること。

② ●60 歳以降の勤務の在り方について、選択できる仕事の勤務時間・労働条件・給与面・加入する保険・年金などの相違がわかるような資料を当該教職員に示すこと。

1 3. 変形労働時間制の導入をおこなわないこと。

【回答】今後の国、府の動向を見守り、慎重に対応したい。

1 4. ●修学旅行等の宿泊行事の下見は、安全に行事を実施するために重要である。そのためにていねいに下見を行う必要がある。負担が軽減するよう措置を考えること。

【回答】負担になっている宿泊行事の下見については、見直しを進めていきたい。

1 5. ●【臨時教職員の勤務労働条件改善】臨時教職員の勤務労働条件のさらなる改善をすすめること。

①非常勤講師の賃金、交通費、一時金、有給休暇、健康保険、研修などの待遇改善が引き続き行われるよう府に強く働きかけること。

② 希望する臨時教職員の雇用保障をおこなうとともに、均等待遇に向けた方途の検討を早急にすすめること。

【回答】臨時教職員の雇用保障、均等待遇に関する要求には応じられない。

③ 市費講師（任期付常勤職員・会計年度職員、非常勤職員等）の勤務・労働条件のさらなる待遇改善を行うこと。賃金の改善をおこなうこと。

【回答】市費の任期付常勤講師については、給与の格上げを行ったところである。

④ 健康診断の公費負担の範囲を拡大すること。

【回答】健康診断について、一律公費で負担することは困難である。

16. 【教育条件の整備】教育条件の充実・整備をすすめること。

① 「（仮称）郷土資料館」を有効に活用するために、バスの借り上げ運行を行い、市内すべての地域の子どもたちが現地で学習することを保障すること。

② 小学校3年生の子どもたちが公共施設の役割の一つとして具体的に学習する公共図書館を、歩いて行ける場所に今後とも維持し、なくさないこと。

17. 【職場環境整備】働く職場環境の整備・充実をはかること。

① 屋根のない駐輪場に屋根をつけ整備すること。

【回答】他の事業等との優先順位を考慮しながら検討していきたい。

② 妊婦のいる学校のトイレに温水洗浄便座を設置すること。

【回答】トイレについては、学校からの要望を基本とし、他の事業等との優先順位を考慮しながら検討していきたい。

③ アスベストの危険性について正確な情報を教職員に周知すること。

18. 【学校、教室環境】学校・教室環境を改善すること。

① 児童・生徒の教室ロッカーが少ない等の問題をもつ教室は改修を行うこと。また、今のランドセル規格にあったロッカーを設置すること。

② 机の広さを教科書サイズに合わせたものに改善すること。

19. 【暑さ対策】暑さ対策を一層すすめること。

① 子どもの使用する教室・特別教室、放送室等へのエアコン設置をおこなうこと。

② 音がうるさく、体育館での授業に支障をきたす現状の冷風扇ではなく、避難場所となることも想定し、正規の空調（エアコン）設置への計画をたてること。

③ エアコンの清掃を今後も定期的におこなうこと。

20. 【学校統廃合問題】学校を統廃合するのではなく、世界では当たり前の小規模な学校のよさを生かした学校づくりをすすめること。

① （仮称）南校の工事を進めるにあたって、アスベストや土壌汚染除去をしっかりとこなうこと。
また、工事にあたって教職員、地域住民にていねいな説明をおこなうこと。

② ●来年度から庄内南小・千成小が同じ場所で生活するにあたって、密にならないように職員室の配置を考えること。職場の教職員の声を聞いて、学校環境・教育環境の整備をすすめること。

【回答】職場の教職員の声を聞いていく中で、学校環境・教育環境の整備に努めていきたい。

③ さらなる学校統廃合をおこなわないこと。

2 1. 【教育公務員特例法】●教員免許更新制の廃止と教育公務員特例法一部改正にかかわって教員免許更新制の廃止の一方、教育公務員特例法を一部改訂して「研修などに関する記録」を行うことを義務付けた。「研修の記録」は、あらたに教職員の業務負担を著しく増大させる。「研修の記録」は自主的・主体的な研修を教育委員会が縛ることとなり、教職員の資質向上にマイナスに働く。

① 新たな制度の導入にあたって、ていねいに説明をおこなうとともに、全教豊中教組と協議をすること。

② 研修は教職員の権利であり、個々の自主性を尊重し、承認研修の対象を拡大するなど、自主的研修を保障すること。

【回答】研修は積極的かつ主体的に参加することが大切であると考えている。今後とも、研修内容の充実とともに、情報提供に努めていきたい。

2 2. 【学習指導要領】学習指導要領はあくまで大綱的な基準である。

① 学習指導要領が述べる「各学校においては…教育課程を編成するものとする」ことを確認するとともに、各学校の教育課程編成権を尊重すること。

② 校内の教育活動以外の研究指定校等については「学校における働き方改革に関する取組の徹底について（平成31年3.18通知）」にあるように大胆に見直すこと。

③ 外国語教育について、AETを全校に配置すること。

2 3. 【学力テスト】全国一斉学力テストについて廃止するよう文科省にはたらきかけること。また、豊中市として参加しないこと。点数に基づく数値結果を公表しないこと。抽出調査にするよう市として求めること。

2 4. 【すくすくウオッチ（大阪府新学力テスト）】教職員の負担増と子どもの自尊感情の低下につながり、法令上の権限を逸脱している大阪府新学力テスト（すくすくウオッチ）の中止を大阪府に求めるとともに、豊中市として参加しないこと。中学校生活が歪められ、重大な問題点をもったチャレンジテストを中止するように大阪府に強く申し入れること。

25. 【「同和教育行政」】豊中市が現在行なっている同和行政を完全に終結すること。また、同和教育についても、運動と癒着した状況を根本からあらため終結すること。今も「地区」が存在しているかのような教職員研修はおこなわないこと。

26. 【教員採用選考】定数内講師の大幅な縮減を図るため、新規採用者数を大幅に増やすこと。

- ① 採用辞退者数等も考慮し、採用予定数を確保すること。
- ② 講師の経験を正當に評価した採用選考にすること。
- ③ 採用選考結果の開示を、採点された答案用紙、面接個票までおこなうこと。
- ④ 客観・公正・公平な採用がおこなわれているか第三者機関による検証をおこなうこと。

27. 【人事権移譲】人事権移譲にともなう諸問題について、誠意をもって事前協議をつくすこと。

- ① 初任者研修をはじめ、各種研修における事前協議を徹底すること。
- ② 新採用者の赴任校について、豊能地区の独自性で3月中に知らせること。

28. 【中学校部活】部指導の在り方の見直しに当たっては、教職員の声も聞きながらすすめること。

- ① 「ガイドライン」策定が教職員の実務作業増となっている実情を改善すること。

【回答】「ガイドライン」策定は終了していると考えている。今後、更新等において教職員の負担とならないよう努めたい。

② 負担を軽減のための部活指導協力者(外部指導者)派遣事業等の事業枠の拡大と充実をさらにおこなうこと。

29. 【大規模校問題】

- ① 過大規模、大規模校(桜井谷東、11中)の問題解消に向けての計画をたてること。
- ② 大規模校での負担軽減のための図書館司書の複数配置をおこなうこと。

30. 【学校給食】学校給食について、地球環境を考え、子ども本位の抜本的な対策を行うこと。

- ① 学校給食の無償化を進めること。
- ② 食育、アレルギー対応などに対する教員の負担を軽減するため、全校に栄養教諭の配置をおこなうよう大阪府に要望すること。
- ③ 国産・有機の食材を使用すること。安全性に不安のある食材は必要な検査をおこなうこと。
- ④ 食品ロスやプラスチック使用についての問題を解消する学校給食をすすめること。

31. 【初任者研修・中堅教諭等資質向上研修】初任研、中堅教諭等資質向上研修は現場の実態をふまえた研修を行うこと。

- ① 学校行事等と日程が重なる場合、校内の活動を優先させること。

② 初任者研修の校外研修を精選すること。

③ 研修開始時間等について、現場の実態を考慮して行うこと。

【回答】できるだけ長期休業中に研修を実施するとともに、課業中の研修については開始時間、終了時間について、学校の実態を考慮し対応してまいりたい。

④ 研修報告書等、過度な負担とならないように簡素化をおこなうこと。

【回答】できるだけ負担にならないよう ICT 機器を活用するなどして負担軽減に努めてまいりたい。

⑤ 校内の実情を考慮し、初任者の研究授業の実施回数は柔軟に対応すること。

3.2. 【自然災害を想定して】地震・大型台風、洪水・内水氾濫を想定した学校の教育環境の整備を早急にすすめること。

① 被構造物（渡り廊下を含む）の耐震対策計画を明らかにし早急にすすめること。

② 教室などの窓ガラスを強化やガラスが飛散しない長期・短期の計画をたてること。

③ 体育館トイレの洋式化をすすめること。

④ 南部地域における学校施設を利用した避難場所対策の具体化をはかること。

3.3. 【GIGAスクール構想】

① GIGAスクール構想に伴う教職員の負担増の実態を調べ、オンライン授業やタブレットを使用した授業及び授業研究を必要以上行わないよう基準を設けること。

② タブレットのメンテナンス等にかかる教職員の負担を増やさないよう、支援員の人数、勤務内容ともに充実をはかること。

3.4. 【保育制度の充実】産休・育休明けから安心して預けられるよう保育制度を充実すること。

① 大規模な公立こども園統廃園計画を撤回すること。

② 公立保育所を増設し、待機児解消に必要な条件を整備すること。

③ 市内在任教職員が職場復帰に際して、支障がないようにすること。

女性部

私達女性教職員は、自らの命と健康を守り、母性を大切にしながら、一人ひとりの子どもにゆきとどいた教育を実現するため、下記のことを要望します。

貴教育委員会は下記事項を十分に検討し、すみやかに解決されるよう要望します。

(1) 労働安全衛生法に基づく職場環境を整えること。

① 休養室の整備改善を行うこと。(洗濯・乾燥機、流し台又は洗面台、カーテン又はブラインド、畳、網戸、など)

【回答】休養室等の不備な点については、学校から要望があれば調査し整備していきたい。

② 男女別の更衣室に温水シャワーを設置すること。

【回答】温水シャワーについては、学校からの要望で風呂場に設置しているが、男女別に設置することは、困難である。しかし、校舎建替えや改築工事の際には、男女別に設置できるよう努めていきたい。設置済シャワー設備の不都合があれば、学校要望により対応していきたい。

③ 職員用トイレに温水シャワー付き暖房便座を設置すること。

【回答】職員用トイレに温水シャワー付き暖房便座を設置することについては、学校からの要望をもとに優先順位をつけ検討していきたい。

(2) 妊娠・出産に限らず不妊・不育・更年期障害の治療なども含め、女性教職員の健康管理・母性保護を充実すること。

① 母性保護の観点から、該当者がその権利を気兼ねなく行使できるようにすること。また、感染リスクの高い妊娠中の教職員について配慮がなされるようにすること。

【回答】母性保護についてはこれまでも管理職研修会等で周知してきているが、引き続き母性保護についての認識や制度について丁寧に周知することで徹底に努めたい。

② ストレスによる心身の不健康な状態、婦人科疾患、腰痛、頸腕障害、声帯ポリープなどの職業病、アスベストによる健康への影響など、教職員の健康実態を把握し、予防に努め治療しやすい環境を整えること。

【回答】教職員健康診断結果については産業医による意見聴取に基づき受診勧奨を行うとともに、産業医による健康相談も随時受け付けており、今後も引き続き予防等に努めたい。

③ 妊娠判明時から産休代替につづくような補助教職員を配置することや、授業持ち時間の軽減など妊娠中の労働軽減の措置をはかること。

【回答】妊娠中の労働軽減については、妊婦通勤緩和など母性保護に関する休暇の取得とあわせて、体育実技軽減講師の配置を行っており、今後も制度の適正な運用に努めたい。

④ 体育実技負担軽減講師、産休代替講師を適切に配置するなどして、勤務に支障がきたさぬよう、また現場の負担軽減に努めること。

【回答】体育実技軽減講師や産休代替講師の配置は、制度に基づき行っている。引き続き講師の確保に努めたい。

⑤ 男性の子育て参加を推進すること。男性が育児休業を取得しやすいように、条件整備をはかること。

【回答】「豊中市特定事業主計画」に沿って取り組み行っていきたい。

⑥ 子育てしやすい制度の充実を市として行うこと。また、現行の育児休業法の不備を是正させるよう国や府に強く働きかけること。

⑦ 介護(看護)欠勤は、必要な期間取れるようにし、法律・条例に基づく有給保障の介護(看護)休暇制度確立のため努力するよう、府教委に強く働きかけること。

【回答】制度に沿って所定の手続きで取得されたい。

⑧ 子の看護休暇を取得しやすいようにすること。

【回答】制度に沿って所定の手続きで取得されたい。

(3) 修学旅行・林間学舎等の宿泊行事中の児童・生徒の健康安全はゆきとどいた配慮が必要である。教職員の負担を軽減するための看護師付添い制度を充実し、活用しやすくすること。

① 宿泊行事への看護師の付添い制度を維持・充実させること。

② 要望のある学校には、市が看護師を斡旋すること。

③ 看護師の待遇（日当の引き上げ、交通費の支給等）を改善すること。

障害児教育部

支援学級在籍児童、在籍はしていないが支援の対象となる児童が大幅に増えた。しかし、そのための具体的な措置は十分とられておらず、教職員の勤務の状況が多忙になる形で「特別支援教育」が推し進められているのが現状である。

児童生徒一人ひとりの教育的ニーズを支援しうる教育条件整備と教職員の労働条件の改善に向けて、以下のことを要求する。

1. 小中学校において、従前どおりの障害種別による支援学級を存続させること。その教育内容が、十分な時間をかけて教材研究が行われ校内で共有されたものになるよう、教職員の確保を国・府に強く働きかけること。また、府に重度重複加配の復活を強く要望すること。

2. 児童生徒の状況が多様化するなかで、豊かな子どもの学びを保障するために支援担任の持ち時間数が増えている。教職員の負担軽減策を具体的に講じること。

【回答】負担軽減策については、出退勤システムを活用した長時間労働の分析に努めたい。引き続き、本市政策に連動した人的支援に努めたい。

3. 通級指導教室をすべての学校に設置すること。

4. 近年、不登校、教室不適應の児童・生徒が急増している。その中には支援学級在籍や特別支援を必要とする児童・生徒も含まれており、対応する支援学級担任や通級指導担当教員の勤務負担が増えている。特別支援教育の観点から、すべての学校に、不登校に対応できる別室指導に必要な人員と場所を設置すること。

5. 「切れ目のない支援」を実施するため、教育支援計画の作成や引継ぎには多くの時間と専門的知識が必要である。年度が変わっても安定した学級運営を行うために、支援学級担任の講師比率が多くなり過ぎない人事配置を行うよう管理職に指導すること。

支援学級在籍児童・生徒の増加と、障害の多様化・重度化が進むなかで、教職員は精神的負担だけでなく、トイレ休憩もとれない程の身体的負担が大きくなっている労働実態がある。医療的ケアを必要とする子どもの対応にも、時間と専門的知識や経験が必要である。

「切れ目のない支援」に向けた進学相談、就学相談、保護者の相談なども教職員の受け持つ仕事の中で大きなウエイトを占める。在籍する児童・生徒の教育的ニーズと教職員の労働実態を踏まえ、以下のことを要求する。

6. 児童生徒の生活支援において介助員の受け持つ役割は年々増加している。介助員の大幅な増員をおこなうこと。

7. エレベーターに代表されるように、施設の不備を人力で補うことで教職員の労働負担は増え、児童生徒の安全・精神的な安定が保障されない。支援学級の教材費や施設設備費等の教育条件の拡充をはかること。

【回答】学校からの要望をもとに優先順位をつけ、検討していきたい。

8. 就学、進学の相談や外部機関との連携、校内支援委員会の運営、校内連携等、支援コーディネーターの担う役割は専門的で仕事量も増加している。支援コーディネーターの専任化を早急にすすめること。

障害児教育については、すべての障害児の発達を保障する立場に立ち、一人ひとりの障害児の障害と発達の状況に応じた取り組みと行き届いた支援教育を推進するため、以下のことを提案する。

1. 支援学級在籍児童・生徒の増加に見合った教職員の増員、配置を行うこと。
2. 新設、継続にかかわらず、在籍児童・生徒が1人でも学級設置に向けたヒアリングを行うこと。
3. 年度途中の児童・生徒の増加に対して、新設、増学級を検討し、必要に応じて教員配置を行うこと。
4. 自立活動、生活単元学習を含めた「領域・教科を合わせた指導」ができるよう研修を行うこと。とくに、自立活動については実施状況を把握すること。
5. 支援学級におけるグループ授業について、研修の機会を増やすこと。
6. 言語聴覚士、作業療法士、臨床心理士等の資格を持った巡回相談員を大幅に増やすこと。
7. タブレット使用については、支援学級在籍児童の成長・発達、及び合理的配慮に基づいた有効な使用の仕方について方向を示すこと。
8. 大阪府チャレンジテスト、大阪府新学力テスト（すくすくテスト）に、市として参加しないこと。
9. 豊中市では抽出授業が極端に少ない学校がある。実態をつかむとともに、児童生徒の成長・発達にふさわしい指導について、研修の機会をもつこと。
10. “通常学級において学びの場を同じにすることを基本とする”ことで、自立活動に取り組む時間が授業中に確保されず、内容も制限される。また、体験的な活動が制限される。自立活動についての時間や場について改善できるような具体的な方向をしめすこと。
11. 通常学級に複数の支援在籍児童生徒がいる場合、一人の支援在籍児童生徒が指導を受けられる時間が著しく少なくなる場合がある。このよう不平等がおこらないよう具体的な策を講じること。
12. 保護者に個別の教育指導計画を示し、保護者とともに個別の指導計画・支援計画を作成すること。「切れ目のない支援教育」を実施するための引継ぎ等の研修を持つこと。また、管理職を指導すること。

養護教員部

1. 養護教諭の労働過重解消のための大幅定数増を求めます。
 - (1) 養護教諭の労働内容は質・量ともに急激に変化しており、今の配置基準では労働過重である。またコロナ禍において、心身の健康に配慮を要する児童生徒が増えていることや、感染対策・体調不良者の対応で、養護教諭の負担はさらに増大している。負担軽減のため、府に対して早急に改善策を要請するとともに、当面、市独自で採用するなど負担軽減策を示すこと。

【回答】新型コロナウイルス感染防止対策として、これまでスクール・サポート・スタッフの拡充等に努めてきたところである。引き続き、本市政策に連動した人的支援に努めたい。

- (2) 養護教諭の病気療養・介護休暇、妊娠判明時、育児のための短時間勤務の際は、早急に代替講師、及び、負担軽減講師を確保すること。また、負担軽減講師の勤務労働条件をよくするよう府に強く働きかけること。

- （３）健康診断時や勤務に過大な負担がかかる時、補助要員や介助者の配置を行うこと。
- （４）養護教諭の採用募集人数を適正に増やし、代替講師の不足による欠員を作らないこと。
- （５）再任用では多様な働き方ができるよう府に働きかけること。
- （６）庄内地域の大規模な施設一体型小中一貫校を建設する際には、負担軽減のため小・中１名ずつ配置し、開校後数年間は混乱が生じることが予想されるため、加配をつけること。

２．働きやすい施設・設備・制度について次のことを求めます。

- （１）現代の子どもたちに合った健康診断、救急処置、保健指導、相談・支援活動が行えるよう現場の声を聞き、保健室の施設設備を充実させること。学校予算で間に合わない備品については市より直接配当すること。
- （２）医薬材料費を、在籍数や地域の実態に見合う額にすること。執行については、養護教諭の意向が尊重されるよう配慮すること。節約のため量販店等で安価な物品を現金で購入できるようにすること。
- （３）足のけがや体調不良等のため徒歩で帰宅できない児童生徒を自宅へ送る際や、病院搬送後養護教諭が帰校する際に、負担軽減のためタクシーを使用できるよう制度を整えること。
- （４）現行のスポットクーラーは体育館全体を冷やすことができない。体育館にも早急にエアコンを設置し、熱中症予防対策に努めること。

３．養護教諭の心身の負担を軽減するため健康診断について次のことを求めます。

- （１）定期健康診断の実施において、学校行事として協力体制のある現場となるように、管理職を指導すること。

（２）心臓検診について

- ①命に関わる心臓病児童生徒の確定診断まで市が実施し、健康管理に責任をもつこと。
- ②精密検査未受検者をなくすこと。
- ③受診していない児童は、水泳授業に参加できないなど市として決まりを作ること。
- ④教育委員会も要管理者を把握しておくこと。
- ⑤教育委員会として、未受診者の実態を把握し、学校との連携を密にすること。

（３）結核検診について

内科検診以降の日程（二次検診・結果の判定）を早めて、診断結果が早くわかるようにすること。

（４）校医検診について

- ①歯科検診の際の記録者を教育委員会が各校に責任を持って派遣すること。
- ②女子の内科健診の際は、児童生徒が心理的に安定し、スムーズに検診が進むよう女性医師を派遣すること。

(5) 保健関係書類について

- ①保険関係書類の改訂にあたっては、学校現場の意見が十分反映されるようにすること。
- ②健康診断票や受診勧告書を校務支援システム (C4th) で作成・管理できるよう養護教諭の意見を聞き実用化すること。

4. アレルギーを持つ児童生徒の増加は養護教諭の心身の負担となっているため、アレルギー対策の充実を求めます。

- ①食物アレルギー児童生徒の対応のために、養護教諭のみに任されることがないようにすること。
- ②アレルギー研修を行う際、各学校の養護教諭が計画の立案・準備等で負担が生じている現状がある。初任者に対しては初任者研修等に計画し、管理職に対しても教育委員会が責任を持って行うこと。

5. 子どもの健康実態について次のことを求めます。

- ①学校保健統計を継続し、成長発育期にある子どもたちの集団としての健康実態を明らかにすること。
- ②豊中の児童生徒の裸眼視力が年々低下している。タブレットやプログラミング学習、オンライン授業などが視力に及ぼす影響について研究し、眼精疲労や頭痛を訴える児童生徒が増えないよう ICT 機器の使用について学校に指導すること。

6. 感染症予防策に関して養護教諭の負担軽減を求めます。

(1) 新型コロナウイルス感染症予防対策について

- ①今回の新型コロナウイルス感染症に関する総括をして反省点や課題を明確にし、今後、未知の感染症が流行し始めた際には早急にマニュアルを作成し、各校にて混乱が起きないように対策をとること。
 - ②現在までに起こった新型コロナウイルスによる学校でのクラスター発生における問題点を明らかにし、感染の予防に努めること。
- (2) 市内や小中学校の感染症の流行状況は、学校現場にも連絡すること。
- (3) 手洗い場の水道蛇口を自動水洗化にし、冬場には温水も使えるようにすること。
- (4) トイレの全面改修を早急にする。
- (5) 様々な感染症に対応できるよう、毎年度継続してアルコールや手指消毒用アルコール、使い捨て手袋、液体せっけん等の配給を行うこと。

7. 養護教諭の健康保障について次のことを求めます。

- (1) 養護教諭は各学校 1 名または 2 名の少数職種であり、労働内容も専門的であるため代わられる教職員が少なく、休憩時間をとりたくてもとれていないのが現状である。休憩時間をとれるようにするために、具体的な方策を示すこと。

【回答】指摘された現状について認識はしているが、校長より明示された時間に休憩時間を取得いただきたい。

（２）養護教諭は児童生徒の血液にさらされる機会が多いため、希望者にはＢ型肝炎の予防接種を無償で受けられるようにすること。

（３）未知の感染症が流行しワクチン接種が有効な場合は、教職員が優先に受けられるようにすること。